

雄踏総合体育館

施設使用料（単位：円）

施設利用料 1時間あたり			午前9時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分 まで
場所・利用区分				
メインアリーナ	全面	体育活動に利用する場合	1,760	880
		スクール・展示会・集会等で利用する場合	8,760	4,380
		講演会・興業等入場料を徴収する場合	17,520	8,760
	2/3面	体育活動に利用する場合	1,170	580
		スクール・展示会・集会等で利用する場合	5,840	2,920
		講演会・興業等入場料を徴収する場合	11,680	5,840
	1/2面	体育活動に利用する場合	880	440
		スクール・展示会・集会等で利用する場合	4,380	2,190
		講演会・興業等入場料を徴収する場合	8,760	4,380
	1/3面	体育活動に利用する場合	580	290
		スクール・展示会・集会等で利用する場合	2,920	1,460
		講演会・興業等入場料を徴収する場合	5,840	2,920
サブアリーナ	全面	体育活動に利用する場合	520	260
		スクール・展示会・集会等で利用する場合	2,610	1,300
		講演会・興業等入場料を徴収する場合	5,230	2,610
	1/2面	体育活動に利用する場合	260	130
		スクール・展示会・集会等で利用する場合	1,300	650
		講演会・興業等入場料を徴収する場合	2,610	1,300
会議室		会議に利用する場合	260	130
		軽運動に利用する場合	310	150
放送室			310	150
卓球室個人利用		大人		200
1人1回（2時間まで）につき		小中高生		100
		70歳以上		100
備考				

- 小中高生とは小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、大人とは15歳以上70歳未満の者（小中高生を除く。）をいう。
- 個人利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとします。
- 個人利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとします。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

設備利用料金（単位：円）

		1/2点灯（半点灯）	全点灯
メインアリーナ照明利用料	全面	310	620
1時間あたり（15分未満の端数は切捨て、15分以上は1時間とする。）	2/3面	200	410
	1/2面	150	310
	1/3面	100	200
サブアリーナ照明利用料	全面		200
1時間あたり（15分未満の端数は切捨て、15分以上は1時間とする。）	半面		100